

令和9年度 ハナココこどもクラブ利用申込のご案内

令和9年度の児童クラブの利用申し込みを次の通り受付しますので、利用希望される方は、この案内をよく読んでいただき、必要書類を提出してください。

- 申込書配布・受付場所 ハナココこどもクラブ（水口町城内 5-1）
- 申込書配布期間 令和 8 年 9 月 3 日（木）～
- 申込書受付期間 令和 8 年 10 月 1 日（木）～9日（金）（日、月、祝日を除く）
- 申込書配布・受付時間 （月～金）午後 1 時 ～ 午後 6 時
- その他

《注意事項》

1. 通年利用される方のみ申し込みをお願いします。
2. 令和9年度途中からの利用を希望される場合もこの期間内に申し込みをしてください。
3. 利用希望者は、保育の必要の高い順に入所を決定します。
4. 申込書類を提出後、家庭状況（就職先・時間等）が変わった場合はすぐに連絡をしてください。

1. 事務局の所在地及び連絡先

一般社団法人ハナココ町会議 ハナココこどもクラブ
甲賀市水口町城内5-1
TEL 0748-63-3362
e-mail cocolo@mitaki.jp



2. 利用申請書の受付期間

令和8年10月1日（木）～10月9日（金） -
ただし、土・日・祝日を除きます。

（利用児童の保護者が申請して下さい。）

期日、時間厳守）



3. 受付場所

受付場所	受付 曜日・時間
ハナココこどもクラブ事務局 (水口町城内 5-1)	平日(月～金) 13:00～18:00

利用申請の手続き

(1) 甲賀市児童クラブ利用申請書(様式第1号)を提出してください。

(2) 添付書類

- ・ 申請書には、下記の利用基準が確認できる書類を添付してください。
- ・ 保護者(親権を持つもの全て)が児童クラブの利用時間に児童を監護できないことを証明することが必要です。

【 児童クラブ利用基準と添付書類 】

児童クラブを利用するには、対象児童が甲賀市内の小学校に就学していて、保護者が次の利用基準を満たす必要があります。

入所できる基準			証明する書類
保護者の労働		児童の帰宅時間に居宅外、または居宅内において労働することを常態としていること	就労証明書 (様式第2号)
保護者の労働以外の理由	母親の出産	妊娠中であるか、または出産後8週間を経過しないこと	母子手帳の写し等
	保護者の病気	疾病にかかり、もしくは負傷し、または身体に障害を有していること	診断書等
	保護者による病人の介護等	同居の家族を常時介護していること	要介護認定を証するもの
	家庭の災害等	震災、風水害、火災その他災害に罹災し、その復旧にあたっていること	災害復旧に従事していることがわかる書類

(3) 新規利用者の申請に伴う親子面談の実施

① 新1年生等で、当法人の運営する児童クラブを初めて利用される児童を対象として、利用申請受付期間終了後(11月下旬を予定)、利用予定の児童クラブで見学を兼ねた親子での面談を実施します。

② 面談の実施日時については、別途案内をします。

(4) その他注意事項

① 当初の利用申請の受付(令和8年10月1日(木)～10月9日(金))は、令和9年4月からの利用で、通年利用(令和9年4月～翌年3月)を希望する方のみとなります。この場合、年度途中で利用を中止することはできません。

② 父母のどちらかが育児休暇を取得されている場合は、原則利用申請はできません。ただし、育児休暇取得後の職場復帰する2か月前から利用できます。(育休復帰日が令和9年6月1日までの方は②の当初の利用申請ができます。)

③ 1次申込み締切り日(令和8年10月9日)までに申請されなかった場合でも、令和9年4月からの利用を希望する方は、令和8年11月27日を締切りとして2次受付をします。2次受付及び随時受付(令和8年12月1日から3月20日までの申請受付)の利用決定は、定員及び受入れ態勢に余裕がある場合となります。

令和9年5月以降の利用を希望する方は、利用開始希望月の前月の20日までに申請が必要です。

5. 利用許可

(1) 利用の許可は、利用申請書類が整い、利用基準に該当し、保育の必要性の高い方から決定します。

(2) 利用申請書類の不備(就労証明書が無い等)や利用基準を満たしていない場合など利用を許可できないことがあります。

(3) 利用の許可、および入所の手続きなどは、令和8年12月～文書でお知らせします。

6. 利用取消

(1) 年度の途中で児童クラブの利用を取消することができます。なお、利用は月単位となっていますので、月末での取消となります。

(2) 利用の取消しをされるときは、取消月の前月20日(20日が土、日曜日等休業日の場合はその後の最初の業務日)までに「利用取消申出書」を提出してください。手続きが行われない場合は、利用の有無にかかわらず、新しい月分の利用料が発生しますのでご注意ください。

(3) 利用取消しをされた後に、再度利用を希望される場合は、改めて利用申請をして利用許可を受けていただく必要があります。

7. 利用料

児童クラブの利用料は、甲賀市児童クラブ条例により、次のとおりです。

【 甲賀市児童クラブ条例 別表第3(第11条関係)】

利 用 料 区 分			月 額
基本利用料			10,000 円
利用者だけに 加算する	土曜日利用		3,000 円
	長期休暇利用 (夏休み等)	4月	1,500 円
		7月	2,000 円
		8月	6,000 円
		12月	1,000 円
		1月	1,000 円
		3月	1,500 円

注 ① 土曜日の利用者には、基本利用料に土曜日利用料を加算し、長期休暇の利用者には、基本利用料に長期休暇利用料を加算します。

② 欠席による利用料の減額(月額の日割り計算 等)はできません。

③ 利用料の減免制度があります。(9項参照)

8. その他の必要経費

(1) 利用料の他に、次の経費を負担していただきます。

- ① おやつ代(間食費として実費負担) 月額 1,500円
- ② 児童クラブ共済保険料(経費の半額負担) 年額 1,200
- ③ その他、特別講習等の実費負担分 都度ご案内

(2) 長期休暇の特別活動での個人的経費として、別途負担していただく場合があります。

9. 利用料の減免

甲賀市児童クラブ条例および甲賀市児童クラブ条例施行規則の定めにより、次の各号に該当する場合、本人の申請により利用料の減免を行うことができます。

- ① 甲賀市要保護及び準要保護児童生徒
就学援助費支給要綱に規定する要保護者 (減免額は 全額)
- ② 前号の支給要綱に規定する準要保護者 (減免額は 半額)
- ③ 負傷又は疾病のため全月を欠席する者 (減免額は 該当月の全額)
- ④ 特別の事情があると認められる者 (減免額は市長が定める額)

10. 利用時間と送迎

- (1) 児童クラブの利用時間は、甲賀市児童クラブ条例 により、次のとおりです。

【 甲賀市児童クラブ条例 別表第 2(第6条関係)】

区 分	利 用 時 間
月曜日から金曜日まで	放 課 後 から 午後7時00分まで
振替休日 夏休み等の長期休暇中	午前8時 から 午後7時00分まで

注) ①振替休日とは学校管理運営規則第3条第2項で承認された授業日と休業日を振り替えた日のことです。

- (2) 児童クラブへの通所は、保護者の送迎が原則です。ただし、平日の放課後は、学校まで児童クラブからお迎えに行きます。
- (3) 振替休日、長期休暇中等の一日保育の日の登所は午前8時以降に保護者が送って来てください。また、お迎えは午後7時00分までに保護者が行ってください。
- (4) やむを得ない事情により保護者の送迎ができない場合は、代理者による送迎ができます。事前に、書面(児童クラブ様式)により届け出てください。

11. 休業日

日曜日、国民の祝日、4月1日、8月13日から16日まで、12月29日から翌年1月4日までは休業日として児童クラブはお休みです。

12. その他

- ・新入所児は、10月下旬より随時児童クラブで面接を行います。
- ・入所決定は11月下旬頃からの予定です。
- ・上記内容が変更する場合があります。
- ・ハナココどもクラブのホームページもあります、ご活用ください。

<https://club.hanacoco.org/>. or cocolo@mitaki.jp

13. 児童クラブ提出書類チェックリスト

書類名	チェック欄
① 甲賀市児童クラブ利用申請書	☐
② 就労証明書(父・母)	☐
③ 入所基準指数表	☐
④ 誓約書	☐
⑤ 同意書	☐